

はあとメール 第9号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさん、こんにちは。 はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

風薫る5月、行楽シーズン真っ盛りです。みなさんは、ゴールデンウィークなどの休日に、どちらかへお出かけになりましたか？ 残念ながら私は特にどこへ行くということもなく、ただのんびりと時を過ごしました。それでも、ふと近所を歩いた際などに、初夏の清々しさを味わうことができましたし、それに何より、懐かしい人々と旧交を温める機会などもあり、それはそれなりに充実しましたので、よかったです。

気になるのは、メキシコから始まって、いまや全世界を巻き込もうとしている新型インフルエンザの動向ですね。この原稿を執筆している段階（5月初頭）では、まだ日本国内での感染者は見つかってはいませんが、これはもう時間の問題と言ってもよいでしょう。幸いなことに、毒性はあまり強くなく、空気感染もない（飛沫感染のみ）とのことですが、ウイルスは常に変異と進化を繰り返していますから、油断はできません。また、仮に今回の大流行では出現しなかったとしても、強い毒性と伝播力をもった新・新型ウイルスは、いつか必ず私たちの前に現れることとなります。これは脅しでも何でもなく、これまでの歴史が厳然と証明していることです。その時になって慌てないように、今回の流行を一種の予行演習として、来るべきウイルスの襲来に備えていきましょう！



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
文通によって実現していきます」

はあとメールは、私たち法律の専門家と市民の皆さんとの心の交流を目指している団体です。その目標を達成するためのひとつの方策として、前々回から私自身のことについてご紹介をさせていただいているところですが、今回もまた、はあとメール代表・住田正則のこれまでの歩みのご紹介にお付き合いいただければ、思います。よろしくお願い致します。

これまで、私、住田正則（40歳）が愛媛県伊予郡松前町というところで生まれ、両親が離婚したために父方の祖父母とともに暮らすことになったこと、近所の子どもたちにいじめられたけれども、ボンヤリとした性格が幸いしてか、気候のおだやかさがよかったのか、あんまり苦労もなく成長してきたこと、ただその代わり、少人数を好み、浮世離れしており、お年寄りにヨワイという人間性がはぐくまれてきたこと、高校は自宅のすぐそばに出来た新設校へ進んだこと、東京の私大に合格したこと、等をご紹介いたしました。

その続きです。

ここで、私は自分がいかに意志が弱く、だらしない人間であるかを告白しなければなりません。周囲の期待を背負って進学したはずのその大学で、私はろくに授業にも出ず、宿舎に引きこもりがちで、たまに街中をうろついては酒やギャンブルにうつつを抜かす、ダメ学生になってしまったのです。

もちろん、そんな日々の中でも得がたい友人とめぐり合ったり、読んだ書物の中から人生における新たな発見をしたりもしましたが、ともかく学校の勉強にはほとんど手がついていなかったのので、結局4年間通ったあけく、退学することとなりました。この点につきましては、本当に祖父母を心配させましたし、学費を捻出してくれた父親に対しても、まったく申し訳ない気持ちでいっぱいです。

大学をやめても、別にやりたいことがあるわけでもありません。しかし、勉強そのものが嫌だったわけではなかったのので、心機一転とばかりに、大阪の夜間の大学へ入りなおすことにしました。仕事は、東京で新聞社のアルバイトをしており、その上司の方が紹介してくださって、同じ新聞社の大阪オフィスで勤めることになりました。

大阪での、働きながらの大学生活は、楽しかったです。これは、大学のロケーションによるものか（大阪北部の、山の中と言っていいくらいの所にありました）、クラスの規模が比較的少数だったからなのか、はたまた関西弁が私には非常に馴染みやすかったからか、よく分かりません。強いて言うなら、それらの要素がいくつも重なり合って、私に更正のチャンスを与えてくれたということなのでしょう。ここでの私は、よく勉強しましたし、同時によく遊び、クラブ活動にも積極的に取り組み、遅ればせながら充実したキャンパスライフというものを体験しました。

働く先としては、前述の通りまずは大阪の新聞社でアルバイト勤務をしたのですが、その後テレビ局の契約社員となり、毎朝5時半に局入りして、ニュース番組の補助などをしました。眠かったですが、送迎のタクシーのおっちゃんや仲良くなったりして、まずまず楽しく働かせていただきました。このテレビ局でバイキング形式の朝ご飯を食べるのが楽しみで、いつも料理をてんこ盛りにしていました。

テレビ局の契約社員は1年契約だったため、1年後はまた新たに職を探さなければならなくなりました。大阪の大学3回生の頃です。そうして探しているうちに、私の職業人生を決定付けるような、運命的な出会いがありました。それは、土地家屋調査士事務所、というお仕事でした。

今回は、ここまでと致します。

もしも、また引き続いてのご紹介が可能であれば、次回以降のお話とさせていただきます。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

このたび、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けることができました！よって、少なくとも2009年中は会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け等

おたより・ご要望・ご相談など、お気軽にお寄せください。

（住田 正則）

あなたのご参加を、心よりお待ちしております



みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
6回目となります今回、京野菜として指定されているわけではありませんが、
ぜひ地場のものを食べていただきたいというそんな新緑の季節にふさわしい野菜をご紹介します。

京の菜時記

さて、春の旬野菜といえば前回ご紹介した筍ですが、月が替わって初夏の雰囲気が漂う季節になると味わっていただきたい野菜といえば豌豆（えんどう）豆です。えんどう豆といえば和歌山県のうすいえんどうが有名ですが、実は京都でも各地で作られています。



えんどう豆は、11月に種を蒔き、芽を吊り上げ、網を張り、花を咲かせて実を収穫します。収穫するまでの工程が多く、また収穫まで半年かかり、生産者にとっては手間隙かかる野菜の一つです。また、収穫作業も蔓（つる）が絡み合った中から実だけを刈り取るために、収穫するたびに蔓（つる）を傷つけることとなり、何度も収穫するというわけにはいきません。実が大きくふくらんだ鞘を見つけて刈り取る作業だけでも手間のかかる作業です。

どんな野菜でもそうなのですが、そのように手間隙かけて収穫したえんどう豆の香りと味をいえば、生産者にとっても大変嬉しく季節を感じさせてくれる野菜です。また、時間が経てば皮が硬くなり香りも落ちます。収穫時よりできる限り早く食べることができる地場のえんどう豆がお勧めです。地場のえんどう豆を「地の豆（ジのマメ）」といいます。収穫したての豆がそれだけ美味しいことを意味します。

京都で農業を営まれている生産者であれば、ほとんどの方が自家消費用としてえんどう豆を作られています。スーパー等に並んでいるえんどう豆も美味しいとは思いますが、最近はやりの横でちょっとした直売をされている生産者もたくさんおられますので、ぜひそちらをご賞味ください。

えんどう豆といえば「豆ごはん」を連想されることと思いますが、同じく5月に旬を迎える京都のキャベツ（別名：甘藍）と一緒に炊いて食べると、より初夏を感じることができます。キャベツの甘みとえんどう豆の何ともいえない香り・・・、薄皮がはじけて中からジワツツとにじみ出てくる豆本来の旨みが絶妙です。

えんどう豆の旬は、5月のみ。収穫時に蔓（ツル）を傷つけるために何度も収穫できません。どんな野菜でもそうなのですが、1年のうちで「今の時期」という旬な野菜をぜひご賞味ください。

遺言書を書くことと意思とき 遺言執行は遺言者の意志を尊重し、 その実現を法律で保障するための制度です。

今回は、下記の中から「遺言執行者」についてご紹介したいと思います。
遺言書でしか指定することができないという、「遺言執行者」とはどのようなものでしょうか。

民法では「遺言できる事項」を定め、主に、次のような場合に限定しています。

- 非嫡出子の認知（781条） ←生前もできる
- 推定相続人の廃除とその取り消し（893条と894条） ←生前もできる
- 相続分の指定（902条） ←遺言でなければできない
- 遺産分割の指定または禁止（908条） ←遺言でなければできない
- 遺贈（964条） ←生前もできる
- 遺言執行者の指定（1006条） ←遺言でなければできない

遺言執行者は、未成年や破産者(等)を除いて、誰でも（法人でも）なることができます。遺言内容を実現する手続きを「遺言の執行」といいます。遺言執行者は相続人の代理人とみなされ(1015条)、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します(1012条①)。

代理人ですから、遺言執行者が行った法律行為はすべて相続人に帰属します。

遺言には、執行を必要としないものもありますし、「相続させる」旨の遺言書ですと執行手続きを経ないでも相続人に当然に帰属しているものもあります。（また実際には、相続人同士の争いごとのない場合などでは、身内の中で相続人のうち誰かが、任意に取りまとめして遺言執行をしておられるケースも多々あるものです。）

他方、遺贈の引き渡しやそのための財産の名義変更が必要だったり、推定相続人の廃除であれば家庭裁判所への申立てが必要だったり、等々、これらは執行を必要とする行為です。（家庭裁判所へ排除の申立てをする場合は、主張や立証を遺言執行者が行わなければなりません。）また、自筆証書遺言であれば検認手続きが、執行する前の準備としてあります。

遺言執行者にはこの他に、財産目録の作成、執行報告義務、物件の引き渡し義務など、相続人の代理人として責任を負い、相続人の正当な利益に配慮しながらも遺言者の真意に沿った行為をしなければなりません。遺言執行者に指定された者は、執行行為の余地があるのかを判断し、承諾するかどうかということを速やかに決定し、書面で相続人らに通知することになります。

なお、遺言執行者を指定される場合、遺言が無効であれば就任後の行為もまた無効となりますので注意が必要です。

遺言執行者が指定されている場合の法的効果は、相続人の処分権は遺言執行者がいる場合に制限される(1013条)、つまり執行する事項がある場合に相続人が勝手に処分をしても絶対的に無効となることです。その効力は相続開始時にさかのぼりますので、仮に遺言執行者がまだ任務就任を承諾していない空白の時間があっても、その間にも相続人の処分権がないこととなり、これが争いごとを予防するためのメリットになると考えられます。

いかがでしたでしょうか。また何かご質問ありましたら、お聞きくださいますよう。*今村*
(終わり)